



活動の輪 拡げて育てる 青少年

令和4年度 総会 資料

日時 令和4年5月19日（木）午後7時

会場 生涯学習プラザ 1階講座室

川口市子ども会連絡協議会

川口市子ども会連絡協議会 目 標

1. 地域における研修・指導者育成・安全対策等に係わる諸活動の振興を図る。
2. 育成者研修の充実を図る。
3. ジュニアリーダー、青年リーダーの養成確保のための活動の推進を図る。
4. 埜子連・全子連の活動方針に呼応して川口市子連活動の振興を図る。

川口市子連 アピール

1. 明るく正しい根性のある子どもの育成と子ども会の輪を拡げよう。
2. クリーン作戦デー（毎月第1日曜日）の徹底を目指そう。
3. 安全教育の推進と事故のない活動を目指そう。

総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 国歌・市民歌斉唱
3. 会長あいさつ
4. 表彰状伝達
5. 来賓祝辞
6. 議 事
 - (1) 令和3年度 事業報告 . . . 2P
 - (2) 令和3年度 決算報告・監査報告 . . . 3P
 - (3) 令和4年度 事業計画（案） . . . 5P
 - (4) 令和4年度 一般会計予算（案） . . . 6P
 - (5) その他
7. 閉会のことば

◇青少年対策室	〒332-0031	青木2-1-1 川口市役所	258-1115
◇生涯学習プラザ	〒333-0845	上青木西1-2-25	253-1444
◇リリア	〒332-0015	川口3-1-1	258-2000
◇アートギャラリー・アトリア	〒332-0033	並木元町1-76	253-0222

令和4年度 川口市子連優良団体・功労者表彰名簿

【優良団体】

団 体 名	代 表 者
新井町わかあゆ子ども会	平 井 雄 次
塚原なかよし会	本 村 寛 子

【功労者】

氏 名	所 属 団 体 名
永 瀬 龍 夫	07-04 元郷3丁目南町会子ども会

令和4年度 埼玉県子ども会連合会功労者表彰

【功労者】

氏 名	所 属 団 体 名
松 本 美佐子	川 口 市 子 連

※令和4年5月21日（土） 於：岩槻駅東口コミュニティセンター

令和 3 年度 事 業 報 告

年	月	日	事 業 名	会 場
3	5	9	全国子ども会安全共済会保険受付	生涯学習プラザ
		20	令和3年度（第53回）川口市子連総会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	書面表決により実施
	9	12	第56回川口市小学生図画コンクール審査会 応募総数：314人 入賞者総数：124人	生涯学習プラザ
	10	10	第56回川口市小学生図画コンクール表彰式 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	リリア・展示ホール
		19	図画コンクール入賞作品展（～24日まで） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	アートギャラリー・アトリア
4	1	16	第25回川口市子ども会書道展審査会 応募総数：655人 入賞者総数：114人	生涯学習プラザ
		6	第37回彩の国 21 世紀郷土かるた川口市大会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	戸塚公民館
		12	第25回川口市子ども会書道展表彰式 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	リリア・展示ホール
	3	13	第40回彩の国 21 世紀郷土かるた県大会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	熊谷ドーム
			第47回三市青少年の船（中止）	

○定例会議（5月、8月、12月を除く毎月第3木曜日）

年	月	日	会 議 名	会 場
3	4	15	理 事 会（人数制限で実施）	生涯学習プラザ
	6	17	拡 大 会 議（資料配布のみ）	生涯学習プラザ
	7	15	理 事 会（資料配布のみ）	生涯学習プラザ
	9	16	拡 大 会 議（資料配布のみ）	生涯学習プラザ
	10	21	理 事 会（人数制限で実施）	生涯学習プラザ
	11	18	拡 大 会 議	生涯学習プラザ
4	1	20	拡 大 会 議	生涯学習プラザ
	2	17	理 事 会（資料配布のみ）	生涯学習プラザ
	3	17	拡 大 会 議（資料配布のみ）	生涯学習プラザ

○常任理事会

毎月第1木曜日	市子連常任理事会	生涯学習プラザ
---------	----------	---------

6月は前川南公民館、1月は13日に実施。

令和3年度 一般会計収支決算報告

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

○収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比 較	備 考
前年度繰越金	1,368,985	1,368,985	0	前年度からの繰越金
会 費	621,000	603,000	△ 18,000	単位会費@ 4, 500×134単位
助 成 金	1,969,000	1,952,605	△ 16,395	青少年団体活動助成金、安全共済会活動奨励費
雑 収 入	15,015	19	△ 14,996	預金利子等
収 入 合 計	3,974,000	3,924,609	△ 49,391	

○支出の部

(単位：円)

科 目		予算額	決算額	比 較	備 考
地区活動事業費		966,000	903,000	△ 63,000	地区活動事業費 129単位
事業費	彩の国かるた	360,000	197,335	△ 162,665	大会用品、かるた購入
	書 道 展	370,000	392,184	22,184	審査会、募集要項、賞品、参加賞等
協賛事業費		140,000	16,651	△ 123,349	図画コン協賛費
研 修 費		240,000	103,065	△ 136,935	J L 研修会
広 報 費		11,000	9,880	△ 1,120	ホームページ維持管理費
会 議 費		50,000	51,786	1,786	総会、会議諸費等
諸 会 費		29,000	29,000	0	関係団体諸費
上部団体費		320,000	163,590	△ 156,410	県子連会費等
事務通信費		140,000	41,816	△ 98,184	事務用品、通信費
報 償 費		100,000	100,000	0	安全会担当、システム担当
慶 弔 費		10,000	0	△ 10,000	
備 品 費		350,000	295,890	△ 54,110	パソコン2台
積 立 金		300,000	300,000	0	創立60周年記念事業積立金
予 備 費		588,000	169,457	△ 418,543	青少年団体活動助成金返還金
支 出 合 計		3,974,000	2,773,654	△ 1,200,346	
差 引 残 高			1,150,955		

上記のとおり、令和3年度一般会計収支決算報告をいたします。

なお、差引残高 1, 150, 955円は、次期一般会計へ繰り越しいたします。

令和 4 年 5月19日 会 長 宮 崎 清 人 ㊞

会 計 松 本 美佐子 ㊞ 高 橋 美代子 ㊞

会計監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和 4 年 4月 23日 監査役 真 子 美津技 ㊞

同 松 田 英 樹 ㊞

令和3年度末 市子連創立60周年記念事業積立金現在額：700, 000円

令和 4年度 川口市子ども会連絡協議会役員

役 職		氏 名	地 区 等
顧 問		小野寺 秀 明	西 川 口
会 長		宮 崎 清 人	鳩 ケ 谷
常任理事	副 会 長	佐久間 英 樹	第5ブロック
	副 会 長	永 瀬 龍 夫	第1ブロック
	監 査 役	真 子 美津技	第4ブロック
	監 査 役	松 田 英 樹	第2ブロック
	総 務 部 長	青 山 修	第3ブロック
事 業 部	事 業 部 長	田 實 俊 昭	戸 塚
	部 員	永 瀬 正 弘	並 木
	部 員	佐 塚 大 輔	南 平
	部 員	熊 木 政 夫	前 川
	部 員	飯 田 季美子	芝 西
研 修 部	研 修 部 長	金 子 加代子	芝 北
	部 員	佐 藤 健 一	戸 塚
	部 員	鈴 木 英 子	安 行
	部 員	田 窪 道 子	安 行 東
広 報 部	広 報 部 長	森 大 助	根 岸
	部 員	豊 田 友 子	南 平
	部 員	芝 崎 実	戸 塚
J L 部	J L 部 長	井 上 春 江	鳩 ケ 谷
	部 員	橋 本 充 正	戸 塚
	部 員	菅 原 大 輔	戸 塚
	部 員	勝 俣 航	鳩 ケ 谷
会 計		高 橋 美代子	横 曽 根
		松 本 美佐子	南 平
安 全 共 済 会 担 当		鈴 木 清	安 行 東
事務局	事 務 局 長	鈴 木 清	安 行 東
	事 務 局 員	鈴 木 純 子	神 根
理 事		当該地区から選出された方	

※ 第1ブロック＝幸栄、西、南平、領家、朝日、朝日東

第2ブロック＝西川口、並木、上青木、前川、前川南

第3ブロック＝根岸、神根、神根西、戸塚、新郷、新郷南、安行、安行東、

第4ブロック＝芝、芝南、芝西、芝北、

第5ブロック＝鳩ヶ谷

令和 4 年度 事業計画（案）

年	月	日	事業名	会場
4	5	8	全国子ども会安全共済会保険受付（中止）	（郵送、振込により実施）
		14	令和4年度「昭和館」見学会	昭和館他
		19	令和4年度（第54回）川口市子連総会	生涯学習プラザ
	8	27	第42回たたら祭り ～28日	オートレース場
	9	11	第57回川口市小学生図画コンクール審査会	生涯学習プラザ
	10	9	第57回川口市小学生図画コンクール表彰式	リリア・展示ホール
		22	図画コンクール入賞作品展（～23日まで）	アートギャラリー・アトリア
5	1	15	第26回川口市子ども会書道展審査会	生涯学習プラザ
	2	5	第38回彩の国 21 世紀郷土かるた川口市大会	戸塚西公民館
		12	第26回川口市子ども会書道展表彰式	リリア・展示ホール
	3	12	第41回彩の国 21 世紀郷土かるた県大会	上尾市 県立武道館

※日程及び会場については、変更される場合があります。

○定例会議（5月、8月、12月を除く毎月第3木曜日）

年	月	日	会議名	会場
4	4	21	理事会	生涯学習プラザ
	6	16	拡大会議	生涯学習プラザ
	7	21	理事会	生涯学習プラザ
	9	15	拡大会議	生涯学習プラザ
	10	20	理事会	生涯学習プラザ
	11	17	拡大会議	生涯学習プラザ
5	1	19	拡大会議	生涯学習プラザ
	2	16	理事会	生涯学習プラザ
	3	16	拡大会議	生涯学習プラザ

○常任理事会

毎月第1木曜日	市子連常任理事会	生涯学習プラザ
---------	----------	---------

5月は6日（金）、11月は4日（金）に行います。

○安全共済会保険追加受付

上記の定例会議及び常任理事会時に追加受付を行います。

令和4年度 一般会計予算

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日

○収入の部

(単位：円)

科 目	本年度	前年度	比 較	備 考
前年度 繰越金	1,150,955	1,368,985	△ 218,030	前年度からの繰越金
会 費	594,000	621,000	△ 27,000	単位会費@4500×132単位
助 成 金	1,900,000	1,969,000	△ 69,000	青少年団体活動助成金、安全会活動奨励費
雑 収 入	11,045	15,015	△ 3,970	祝金、預金利子等
収 入 合 計	3,656,000	3,974,000	△ 318,000	

○支出の部

(単位：円)

科 目		本年度	前年度	比 較	備 考
地区活動事業費		924,000	966,000	△ 42,000	地区活動事業費（１３２単位）
事業費	彩の国かるた	622,000	360,000	262,000	川口市大会、県大会
	書 道 展	440,000	370,000	70,000	書き初めコンクール
	J L 育 成	300,000	0	300,000	研修会参加費等
協賛事業費		100,000	140,000	△ 40,000	図画コン
研 修 費		240,000	240,000	0	県子連、関東ブロック
広 報 費		10,000	11,000	△ 1,000	ホームページ維持管理料等
会 議 費		60,000	50,000	10,000	総会、会議諸費等
諸 会 費		29,000	29,000	0	関係団体諸費
上部団体費		200,000	320,000	△ 120,000	県子連会費等
事務通信費		70,000	140,000	△ 70,000	事務費、通信費
報 償 費		100,000	100,000	0	安全会担当、システム担当謝礼金
慶 弔 費		10,000	10,000	0	慶弔費
備 品 費		350,000	350,000	0	パソコン等
積 立 金		200,000	300,000	△ 100,000	創立６０周年積立金
予 備 費		1,000	588,000	△ 587,000	
支 出 合 計		3,656,000	3,974,000	△ 318,000	

上記のとおり、提出いたします。

令和 4 年 5月19日 会 長 宮 崎 清 人 ⑩

令和4年度末 市子連創立60周年記念事業積立金見込額：900,000円

川口市子ども会連絡協議会 表彰規定

第1条 【目 的】

子ども並びに子ども会活動助成にあたっている指導者、育成者及び組織に対して、その業績を表彰し、今後における子ども会活動の振興をはかる。

第2条 【被表彰団体及び被表彰者】

表彰対象は、次の通りとする。

- 1) 団体表彰 単位子ども会とし、おおむね5年以上にわたり継続して活動し、その業績が顕著であるもの。
- 2) 個人表彰 指導者、育成者として、おおむね5年以上にわたり継続して、子ども会活動の指導又は育成に従事し、その業績が顕著であるもの。

第3条 【推薦者及び推薦方法】

被表彰団体及び被表彰者の推薦は、次のいずれかによる。

- 1) 地区代表者は、所属の単位団体長による申請を検討し、これを推薦する。
- 2) 理事会で推薦し、会長が適当と認めたもの。

第4条 【選 考】

理事会における選考委員会で行い、選考結果を被表彰団体及び被表彰者に通知する。

第5条 【表 彰】

表彰の時期は、原則として毎年1回とし、総会の席上で行う。

又、被表彰団体及び被表彰者には、表彰状並びに記念品を贈呈する。

第6条 【その他の顕彰等】

本表彰規定に基づかない顕彰並びに感謝状の贈呈を行う場合は、その都度、理事会における選考委員会を経て決定する。

※付則 本規定は、昭和51年6月26日 より施行する。
昭和55年6月11日 一部改正
昭和57年6月17日 一部改正
平成7年6月15日 一部改正

川口市子ども会連絡協議会 会則

第一章 総則

【名称及び事業所】

第1条 この会は「川口市子ども会連絡協議会」と称し、事務所を会長宅に置く。

【組織】

第2条 この会は「加入登録」した川口市内の子ども会をもって組織する。

【目的】

第3条 この会は、市内の子ども会の連絡を密にして、子ども会活動を育成し、地域子ども会の福祉増進を図ることを目的とする。

【事業】

第4条 この会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 子ども会の研究調査及び情報交換
2. 子ども会指導者の養成及び情報交換
3. 子ども会事業の実施及び奨励
4. 関係団体との連絡協調及び交歓
5. その他本会の目的達成に必要な事業

【地区】

第5条 この会の運営を円滑にするために、市内を地区及びブロックに分ける。

1. 地区：単位会は、この地区に所属しなければならない。
 - 1) 中央
 - 2) 幸栄
 - 3) 西
 - 4) 横曽根
 - 5) 西川口
 - 6) 並木
 - 7) 南平
 - 8) 領家
 - 9) 朝日
 - 10) 朝日東
 - 11) 青木
 - 12) 上青木
 - 13) 前川
 - 14) 前川南
 - 15) 芝
 - 16) 芝南
 - 17) 芝西
 - 18) 芝北
 - 19) 芝富士
 - 20) 根岸
 - 21) 神根
 - 22) 神根東
 - 23) 神根西
 - 24) 戸塚
 - 25) 新郷
 - 26) 新郷南
 - 27) 安行
 - 28) 安行東
 - 29) 鳩ヶ谷
2. ブロック：上記地区を応分数で分けし、ブロックとする。

第二章 役員

【役員の構成】

第6条 この会に、次の役員を置く。

1. 役職及び定数
 - 1) 会長 1名
 - 2) 常任理事 若干名
 - 3) 顧問 1名
 - 4) 副会長 若干名
 - 5) 監査役 2名
 - 6) 総務部長 1名
 - 7) 専任副会長 若干名
 - 8) 事業部 若干名
 - 9) 研修部 若干名
 - 10) 広報部 若干名
 - 11) J L 部 若干名
 - 12) 会計 2名
 - 13) 事務局 若干名
2. 役員の制限
 - 1) 役員資格 単位会又は地区役員経験者でなければならない。
 - 2) 常任理事 ブロック内の単位会又は地区の現職役員の中から1名を選出する。現職を辞した時、この役を解く。
3. 役員兼務の禁止 上記1.の役職を同一者が兼務することはできない。

第7条 理事 理事は、当該地区の選出とし、定数は定めない。

第8条 単位会役員 単位会役員は、当該単位会の選出とし、定数は定めない。

第9条 相談役・名誉会長 この会に、相談役・名誉会長を置くことができる。

【役員の任務】

第10条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1) 会長 会長は、この会を代表して会務を統括する。
- 2) 常任理事 常任理事は、副会長・監査役・総務部長のいずれかを担当しなければならない。
- 3) 顧問 顧問は、川口市小学生図画コンクール実行委員会の要請があった時、同委員会の会長の任にあたる。
- 4) 副会長 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5) 監査役 監査役は、会計業務を監査する。
- 6) 総務部長 総務部長は、会計及び事務局を統括する。
- 7) 専任副会長 専任副会長は、会長が担う外部関連団体の役職を補佐する。
埼玉県子ども会連合会・川口市青少年団体連絡協議会
たたらまつり実行委員会

- 8) 事業部 事業部は、この会の目的達成のための事業について、理事とともにこれにあたる。1名を事業部長とする。
- 9) 研修部 研修部は、この会の目的達成のための事項について研究し、必要な研修事業を行う。1名を研修部長とする。
- 10) 広報部 広報部は、この会の目的達成のためのあらゆる事業内容等について、ホームページ等を活用して広く周知する。
1名を広報部長とする。
- 11) JL部 JL部は、ジュニアリーダーの養成及び育成を行う。
1名をJL部長とする。
- 12) 会計 会計は、会計業務を処理する。
- 13) 事務局 事務局は、会長及び総務部長の指示を受け、事務を処理する。
1名を事務局長とする。
- 14) 理事 理事は、地区を代表しこの会の業務を執行する。
- 15) 単位会役員 単位会役員は、理事とともにこの会の業務を執行する。

【役員の任期】

第11条 役員の任期は次の通りとする。

- 1. 理事、単位会役員を除く役員の任期は2年とし、再任は妨げない。又、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2. 理事、単位会役員の任期は、当該地区、単位会の定めるところとする。

【役員の選出】

第12条 役員の選出は次の通りとする。

- 1. 理事、単位会役員を除く役員は、理事会で選出し、総会の承認を受ける。
- 2. 理事の選出は、当該地区が行い、理事会の承認を受ける。地区からの選出が無いときは、常任理事会で選出し、理事会の承認を受ける。
- 3. 単位会役員の選出は、当該単位会の定めるところとする。
- 4. 相談役、名誉会長の選出は、会長が行い常任理事会を経て、理事会の承認を受ける。

第三章 会議

【総会】

第13条 総会は、この会の役員全員で構成する決議機関である。

- 1. 通常年1回、会長が招集し開催する。必要な時は理事会に諮って臨時に開催することができる。
- 2. 議決は、出席者の過半数をもって成立する。可否同数であるときは、議長の決するところに従う。
- 3. 議長は会長が指名し、出席者の議決を得て任務にあたる。

【理事会】

第14条 理事会は、この会の単位会役員を除く役員で構成する執行機関である。

- 1. 通常月1回、会長が招集し開催する。

【拡大会議】

第15条 拡大会議は、この会の役員全員で構成する執行機関である。

- 1. 会長は拡大会議開催が必要な場合、理事会に代えてこれを開催する。

【常任理事会】

第16条 常任理事会は、理事及び単位会役員を除く役員で構成し、理事会、拡大会議への提案事項を検討する。

第四章 会計

【収入】

第17条 この会の経費は、会費、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

【会計年度】

第18条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

【会計監査】

第19条 会計担当者は、総務部長の監査要請があったとき常にこれを受けなければならない。

第20条 総会に提出する監査は、会長、常任理事、会計担当者により行い、理事会に報告する。

※付則1 昭和44年3月5日から施行する。

一部改正 昭和52年6月11日、昭和60年6月20日、昭和61年6月10日、平成3年6月13日

// 平成7年6月13日、平成9年6月19日、平成11年6月17日、平成18年6月15日

// 平成19年6月21日、平成24年4月1日、平成27年6月21日

// 平成29年6月15日、令和元年6月20日

事故第一報と共済金請求の手続き

事故第一報（4/1～）

共済対象の事故が発生した場合は、最初に事故第一報を提出することになります。

【受付方法】

FAXまたは郵送（会議日に直接持参でも可） ←事故発生から3週間以内とする

【提出書類】

・事故第一報報告書（請求-01）…………… p.13-14 参照

【注意点】

加入受付前(4/1～5/7)の事故についても、発生後速やかに事故第一報を提出して下さい。
ただし5/8の初回受付では、被害者が入会すること、事故が発生した行事が年間計画に記載されていることが必須となります。忘れずに届け出て下さい。

後の共済金請求手続きでは、事故が発生した行事のタイムスケジュールや案内チラシが必要となりますので、用意できるよう準備しておいて下さい。

※死亡または後遺障害の可能性のある事故の場合、第一報の提出とともに別途ご相談下さい。

共済金請求（医療） ※事故第一報が提出されていない場合は、共済金の請求はできません。

【請求権の発生】

傷害・疾病が治癒した時、または事故発生から180日経過した時、のいずれか早い時

【提出するもの】 ※請求権の発生後、速やかに提出すること

①医療共済金請求書（請求-11）…………… p.15-16 参照

②個人情報の取扱いについての同意書（請求-12）…………… p.17-18 参照

【掛かった医療機関の数だけ必要。例えば救急搬送先と通院先が違ければ2ヶ所分必要となる】

③医療費の領収書または診療明細書の写し（医療機関が発行）

【A4用紙に収まるようコピーする。A4片面で複数ページ可とする】

④加入者名簿の写し（加入-11 または 加入-12）

【被害者名が記載されている加入者名簿の写し。提出済みの写しに限る】

⑤年間行事計画書の写し（加入-13）

【事故が発生した行事が記載されている年間行事計画書の写し。提出済みの写しに限る】

⑥往復の経路図（様式自由、A4サイズ）

【往復途中の事故の場合に提出。コピーや手書きの地図に経路と現場がわかるよう記入する】

【提出方法】

郵送または直接持参 ※直接持参の場合は、追加加入の受付日時に従います。

【書類提出 および お問い合わせ先】

年間行事計画書（内容更新）・変更届・事故第一報・共済金請求書 の提出先となります。

FAX 050-3737-8811
（川口市子ども会連絡協議会専用）

※ご連絡はFAX・メール・郵送でお願いします。
担当者への直接の電話連絡には、
速やかに対応できない場合があります。

川口市子ども会連絡協議会
安全共済会担当者 宛

全国子ども会安全共済会の手続き概要

令和 4 年 5 月

事 項	様 式	方 法	連 絡 先
1. 追加加入申し込み		毎月第1・第3 木曜日の役員会 及び定例会	【安全共済会担当】 鈴 木 清 【受 付】 第1 木曜日・第3木曜日：生涯学習プラザ （会議終了時まで） <

川口市子ども会連絡協議会

川口市子ども会連絡協議会ホームページ

川口市子ども会連絡協議会ではホームページを開設し、予算・決算、活動状況や会員への連絡事項等を公開しておりますので、是非ともご検
索いただきますようお願いいたします。

※市子連ホームページQRコード



一般社団法人 埼玉県子ども会連合会スローガン

楽しい有意義な子ども会をつくろう。
学び、実践する指導者・育成者になろう。
子ども会活動の安全と活性化を図ろう。

埼玉県子ども会ジュニアリーダー・スローガン

燃えよう 太陽のように！
ひろげよう 活動の輪を！
つなげよう 友情の輪を！

一般社団法人 埼玉県子ども会連合会

〒330-0074 さいたま市北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館内
TEL. 048-822-8621 FAX. 048-833-2820

一、

君が代

君が代は
千代に八千代に
さざれ石の
巖となりて
苔のむすまで

川口市民歌

作詞 作曲 団
サトウハチロー
伊玖磨

朝にひぐれに 幼きあの日
キューポラかぞえて 君と僕
機械の響きに はずんだ胸の
リズムはいまでも 生きている
君よこの日も 語りたまえ
たのしく未来を たのしく未来を
あふれる あふれる 幸せを…